

第5章

生活保護・生活困窮者支援

日本国憲法第25条は「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。

生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度のひとつとして制定されています。その第1条には「この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とうたわれています。

このように生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としています。この自立の助長は、最低限度の生活の保障とともに、この制度をつらぬく大原則となっています。

また、生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

生活困窮者の自立の尊厳の確保及び生活困窮者を通じた地域づくりを制度の目標に置いており、その具体的な特徴は、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援とされており自治体においては法に基づく事業のほか各種関連制度・機関との連携が求められています。

1 生活保護のしくみ

(1) 保護の種類と範囲

最低生活の保障は、次のように8種類の扶助から構成され、世帯個々の生活維持の必要に応じて行われます。

- ① 生活扶助 食費や衣類など個人の消費にあてる費用の援助と家具や光熱水費など世帯共通の消費にあてる費用などの援助
- ② 住宅扶助 家賃や土地代などの住宅費用の援助
- ③ 教育扶助 学級費、給食費、教材代など義務教育に必要な費用の援助
- ④ 介護扶助 介護等を必要とする者に対し、介護サービス(居宅介護・福祉用具・住宅改修・施設介護・移送)のために必要な費用の援助
- ⑤ 医療扶助 病気やケガの治療に必要な費用、メガネ・松葉杖・義肢など医療上必要な治療材料の費用、入院・転医・往診時の移送に必要な費用の援助
- ⑥ 出産扶助 出産のために必要な費用の援助
- ⑦ 生業扶助 技術を身につけたり、仕事につくため、また高等学校等就学に必要な費用の援助
- ⑧ 葬祭扶助 葬儀のために必要な費用の援助

さらに、一時的な需要に応じるための費用の援助として一時扶助があります。

(2) 最低生活費の基準例

(平成31年4月1日現在)

世帯類型 基準額等	標準3人世帯	母子3人世帯	高齢2人世帯	高齢1人世帯
	33歳男(無職) 29歳女(無職) 4歳子	30歳女(無職) 7歳子 2歳子	72歳男(無職) 67歳女(無職)	70歳女(無職)
生活扶助 基準生活費加算	141,340円	137,020円	111,240円	71,190円
教育扶助	—	3,430円	—	—
住宅扶助(限度額)	52,000円	52,000円	48,000円	40,000円
合計	203,340円	240,900円	159,240円	111,190円

※ なお、平成21年7月から小、中、高校生については学習支援費が支給されています。高校生については高校就学費用が別途支給されます。

2 被保護世帯・人員等

(1) 被保護世帯数等の推移

(各年4月現在)

年 度	被保護世帯数(世帯)	保 護 人 員(人)	保 護 率(%)
平成 27	4,029	5,791	2.0
平成 28	4,042	5,668	1.9
平成 29	4,027	5,556	1.9
平成 30	3,977	5,432	1.8
令和元	3,915	5,217	1.8

(2) 世帯類型

(各年4月現在)

年 度	区 分	高齢世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	計
平成 27	世帯数(世帯)	1,803	318	497	943	468	4,029
	比 率 (%)	44.8	7.9	12.3	23.4	11.6	100.0
平成 28	世帯数(世帯)	1,900	314	477	894	457	4,042
	比 率 (%)	47.0	7.8	11.8	22.1	11.3	100.0
平成 29	世帯数(世帯)	1,957	302	462	873	433	4,027
	比 率 (%)	48.5	7.5	11.5	21.7	10.8	100.0
平成 30	世帯数(世帯)	1,977	259	469	833	439	3,977
	比 率 (%)	49.8	6.5	11.8	20.9	11.0	100.0
令和元	世帯数(世帯)	2,006	224	466	792	427	3,915
	比 率 (%)	51.3	5.7	11.9	20.2	10.9	100.0

(3) 扶助別世帯数及び人員

(各年4月現在)

年 度	区 分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
平成 27	世帯数(世帯)	3,570	3,656	321	637	3,540	0	162	3
	人員(人)	5,175	5,252	466	670	4,587	0	192	3
平成 28	世帯数(世帯)	3,527	3,636	291	692	3,575	0	135	7
	人員(人)	4,992	5,123	415	718	4,640	0	161	7
平成 29	世帯数(世帯)	3,510	3,629	280	701	3,554	0	129	5
	人員(人)	4,891	5,026	391	726	4,535	0	148	5
平成 30	世帯数(世帯)	3,413	3,562	241	732	3,479	0	96	7
	人員(人)	4,704	4,872	345	766	4,352	0	113	7
令和元	世帯数(世帯)	3,360	3,510	217	759	3,357	0	101	5
	人員(人)	4,514	4,694	309	792	4,088	0	117	5

3 保護の概要

(1) 保護申請等の状況

(単位：件)

年 度	相談件数	開始件数	廃止件数
平成 26	886	440	426
平成 27	886	451	444
平成 28	746	380	389
平成 29	823	408	464
平成 30	742	375	427

(2) 扶助費の執行状況

年度		平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
区分						
生 活	延人員(人)	62,952	61,210	59,766	58,411	55,624
	金額(千円)	3,281,734	3,114,804	3,045,017	2,920,121	2,700,753
	比率(%)	(34.9)	(33.9)	(33.5)	(31.8)	(30.4)
住 宅	延人員(人)	63,572	62,306	61,080	59,993	57,350
	金額(千円)	1,529,572	1,531,119	1,524,315	1,503,044	1,460,219
	比率(%)	(16.3)	(16.7)	(16.7)	(16.4)	(16.5)
教 育	延人員(人)	6,222	5,434	4,886	4,600	3,961
	金額(千円)	68,202	65,388	56,674	49,436	41,332
	比率(%)	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(0.6)	(0.5)
出 産	延人員(人)	2	1	1	1	2
	金額(千円)	61	388	38	276	161
	比率(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
生 業	延人員(人)	2,422	2,402	2,090	1,870	1,622
	金額(千円)	43,099	45,815	38,556	36,407	26,828
	比率(%)	(0.5)	(0.5)	(0.4)	(0.4)	(0.3)
葬 祭	延人員(人)	107	100	81	95	96
	金額(千円)	23,528	20,366	18,954	21,771	19,836
	比率(%)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
就労自立 給付金	延人員(人)	21	44	34	49	40
	金額(千円)	1,561	3,192	2,414	3,197	2,726
	比率(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
進学準備 給付金	延人員(人)					22
	金額(千円)					3,200
	比率(%)					(0.0)
施 設	延人員(人)	217	234	329	395	347
	金額(千円)	38,648	43,952	71,103	75,867	68,417
	比率(%)	(0.4)	(0.5)	(0.8)	(0.8)	(0.8)
医 療	延人員(人)	54,723	54,747	54,265	53,449	50,390
	金額(千円)	4,283,247	4,217,045	4,204,073	4,418,407	4,391,322
	比率(%)	(45.5)	(46.0)	(46.2)	(48.1)	(49.5)
介 護	延人員(人)	7,017	7,622	8,356	9,429	9,598
	金額(千円)	123,699	140,942	142,984	150,170	158,626
	比率(%)	(1.5)	(1.6)	(1.6)	(1.7)	(1.8)
合 計	延人員(人)	197,860	194,834	191,270	188,292	179,052
	金額(千円)	9,407,780	9,176,339	9,100,480	9,178,696	8,873,420
	比率(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
延世帯数(世帯)		48,286	48,344	48,355	48,167	47,148
延人員数(人)		69,499	68,352	67,067	66,197	63,503

4 生活困窮者支援の概要

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

(単位：件)

生活困窮者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげています。

また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援等を行っています。

年 度	相談件数
平成 28	261
平成 29	310
平成 30	320

(2) 住居確保給付金

(単位：件)

離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。

年 度	支給件数
平成 28	5
平成 29	1
平成 30	1

(3) 生活困窮者家計改善支援事業

(単位：件)

失業や債務問題等を抱える生活困窮者に対して、家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計管理に関する相談に応じ、家計管理に係る指導、公的貸付機関の紹介等の支援を行っています。

年 度	申込件数
平成 28	2
平成 29	3
平成 30	4

(4) 生活困窮者一時生活支援事業

(単位：人)

住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、一定期間、宿泊場所の提供等を行っています。

年 度	利用人数
平成 28	6
平成 29	2
平成 30	3

(5) 生活困窮者学習・生活支援事業

(単位：人)

生活困窮及び生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言等を行っています。

年 度	登録者数
平成 28	37
平成 29	40
平成 30	41

(6) 生活困窮者就労準備支援事業

(単位：人)

生活リズムが崩れている等就労に向けた準備が必要な生活困窮者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力形成に向けて、計画的かつ一貫した支援を行っています。

年 度	利用人数
平成 30	2

5 法外援護事業の状況

生活保護世帯生活福祉資金貸付事業

(単位：件・円)

被保護世帯が臨時的に
出費を要する場合等に貸
し付けています。

年 度	貸付限度額	貸付延人員	貸付延金額
平成 26	15,000	381	4,828,000
平成 27	15,000	397	5,431,000
平成 28	15,000	326	4,684,000
平成 29	15,000	354	5,027,000
平成 30	15,000	313	4,361,000

6 行旅死亡人等の援護

(1) 行旅死亡人の援護

(単位：件・円)

行旅途中で死亡し引取者が
ない場合に、縁故者にか
わって、死亡人の葬祭
執行、遺留金品の保管
処分等その他必要な
援護を行っています。

年 度	取扱件数	金 額
平成 26	0	0
平成 27	2	429,359
平成 28	3	653,095
平成 29	1	243,540
平成 30	0	0

(2) 旅費困窮者の一時保護

(単位：件・円)

旅費困窮者に対し、隣
接市までの旅費(乗車
券)を一時的に援護し
ています。

年 度	取扱件数	金 額
平成 26	79	29,590
平成 27	96	37,200
平成 28	69	25,810
平成 29	52	19,580
平成 30	59	22,630